○内閣府告示第五百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　青森県下北郡東通村

三　構造改革特別区域の名称　東通村英語教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　青森県下北郡東通村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第五百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　秋田県

三　構造改革特別区域の名称　秋田ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　秋田県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第五百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　水戸市

三　構造改革特別区域の名称　元気都市・水戸　ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　水戸市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第五百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北茨城市

三　構造改革特別区域の名称　北茨城市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　北茨城市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第五百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　ひたちなか市

三　構造改革特別区域の名称　ひたちなか市福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　ひたちなか市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第五百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　ひたちなか市

三　構造改革特別区域の名称　ひたちなか市ＩＣＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　ひたちなか市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第五百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　群馬県利根郡みなかみ町

三　構造改革特別区域の名称　谷川連峰・みなかみ町どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　群馬県利根郡みなかみ町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第五百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県及び千葉市

三　構造改革特別区域の名称　千葉国際教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　千葉市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第五百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都千代田区

三　構造改革特別区域の名称　千代田区立学校民間人材活用特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都千代田区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村教育委員会による特別免許状授与事業（八三〇）

○内閣府告示第五百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都世田谷区

三　構造改革特別区域の名称　世田谷ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都世田谷区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第五百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都・飾区

三　構造改革特別区域の名称　地域連携・のびのび型学校による未来人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都・飾区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―二））

○内閣府告示第五百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　国立市

三　構造改革特別区域の名称　くにたちＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　国立市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第五百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都神津島村

三　構造改革特別区域の名称　神津島村子供たちの安全安心子育て特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都神津島村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新発田市

三　構造改革特別区域の名称　しばたっ子食農給食特区

四　構造改革特別区域の範囲　新発田市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　富山県、富山市及び高岡市並びに富山県中新川郡立山町

三　構造改革特別区域の名称　富山型福祉サービス推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　富山市及び高岡市並びに富山県中新川郡立山町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）

○内閣府告示第五百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　氷見市

三　構造改革特別区域の名称　氷見振舞酒特区

四　構造改革特別区域の範囲　氷見市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第五百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三島市

三　構造改革特別区域の名称　三島市ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　三島市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第六百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都府

三　構造改革特別区域の名称　京都ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　京都府の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第六百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　南丹市

三　構造改革特別区域の名称　南丹市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　南丹市の区域の一部（旧園部町及び旧八木町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第六百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　丹波市

三　構造改革特別区域の名称　丹波市農村いきいき活性化計画

四　構造改革特別区域の範囲　丹波市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第六百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県

三　構造改革特別区域の名称　やまとＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　奈良県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第六百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鳥取県

三　構造改革特別区域の名称　鳥取県温泉熱利用発電研究開発特区

四　構造改革特別区域の範囲　鳥取県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業（一一四二）

○内閣府告示第六百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　安来市

三　構造改革特別区域の名称　やすぎボランティア福祉輸送セダン車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　安来市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第六百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新見市

三　構造改革特別区域の名称　「国際交流を推進する新見市」英語教育充実特区

四　構造改革特別区域の範囲　新見市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第六百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島県

三　構造改革特別区域の名称　ひろしまから世界へ羽ばたく人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　広島県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業（八二四）

○内閣府告示第六百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宇部市

三　構造改革特別区域の名称　宇部市ＩＣＴ技術者育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　宇部市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第六百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　周南市

三　構造改革特別区域の名称　周南市ＩＴキャリア人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　周南市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第六百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高知市

三　構造改革特別区域の名称　高知市濁酒特区

四　構造改革特別区域の範囲　高知市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第六百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宿毛市

三　構造改革特別区域の名称　宿毛市濁酒特区

四　構造改革特別区域の範囲　宿毛市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第六百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大分県

三　構造改革特別区域の名称　大分臨海コンビナート活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　大分市の区域の一部（大分川右岸以東の大分都市計画区域で定める工業専用地域及び工業港区に指定された工業地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業

（一三〇八）

○内閣府告示第六百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大分県

三　構造改革特別区域の名称　おおいた誰もが安心して暮らせるまちづくり特区

四　構造改革特別区域の範囲　大分市、別府市、中津市、竹田市、豊後大野市及び由布市並びに大分県東国東郡姫島村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）